

類似・近隣団体との比較分析(2023 年度決算データ)

第1回審議会において、現行経営戦略計画対象年度のうち経過した2021・2022年度について『「重要業績評価指標」(財務の視点)の分析・評価結果の振り返り』を行いました。本年9月議会において決算認定された2023年度についても類似・近隣団体から決算データを収集し、よりの確に現在の当市下水道事業会計の経営状況を把握するため、財務の視点からの比較分析を行いました。

選定した比較対象団体は、当市下水道事業会計における「経営分析業務」で比較対象としている「類似団体6市」及び当市に隣接している政令指定3市と東京都立川市の「近隣団体4市」の全10市(下表1参照)です。なお、当市同様最終処理場を保有していること、下水道供用開始から50年以上が経過していること、現在処理区域内人口の規模などを比較対象団体の選定条件としています。

表1 【参考】比較対象団体の基本情報(2024 年3月31日現在)

基本情報(単位)/団体名	町田市	鹿児島市	松戸市	船橋市	藤沢市	奈良市	明石市	相模原市	横浜市	川崎市	立川市
行政区域内人口(人)	430,558	584,085	498,893	648,594	444,868	348,285	307,239	723,435	3,767,635	1,548,254	185,737
現在処理区域内人口(人)	426,675	465,300	443,817	595,606	427,303	309,531	305,819	698,610	3,752,351	1,541,588	185,737
管渠総延長(km)	1,672	2,477	1,433	1,520	1,634	1,171	1,151	2,939	11,975	3,352	502
年間有収水量(m ³)	41,408,007	52,890,298	41,598,800	54,205,693	44,512,346	34,042,941	31,054,351	72,937,725	374,470,679	151,395,502	20,516,442
年間総処理水量(m ³)	44,177,087	59,067,847	51,752,437	65,611,148	53,483,218	34,044,044	37,268,233	76,236,270	508,496,000	176,167,539	22,744,658
供用開始からの経過年数(年)	57	69	64	63	65	61	56	56	62	92	69
最終処理場保有箇所数(箇所)	2	2	1	2	2	3	4	0	11	5	1

比較分析は、前段の“分析・評価結果の振り返り”においてピックアップした主要な「重要業績評価指標」7種のほか、現行経営戦略策定の際にも比較分析に用いた「使用料単価」など、4種の指標を加えて行っています(全11種・図1参照)。

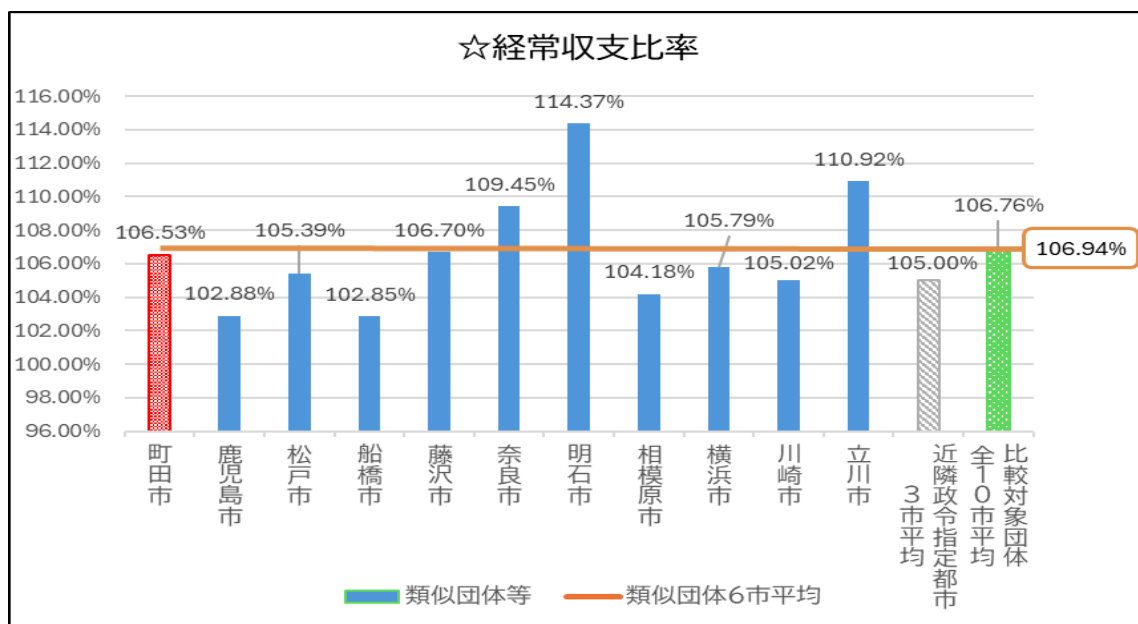
1. 経常収支比率 2. 流動比率 3. 経費回収率 4. 汚水処理原価
5. 使用料単価 6. 有収率 7. 有形固定資産減価償却率 8. 管渠老朽化率
9. 企業債残高 10. 1人あたりの企業債残高 11. 企業債残高対事業規模比率

図1 2023年度決算データに基づく「財務の視点」からの類似・近隣団体との比較分析指標

※枠内、アンダーラインを付した指標が“振り返り”においてピックアップした重要業績評価指標(7種)です。該当する指標については、次ページ以降の「比較分析グラフ」(数が多いため、図の番号及び図名の表記は割愛します)の表題部に「☆」印を付しています。なお、グラフの下部に、「◆=指標値の比較結果」及び「◇=分析結果」を記述しています。

1. 経常収支比率

その年度の経常収益によって、その年度の経常費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

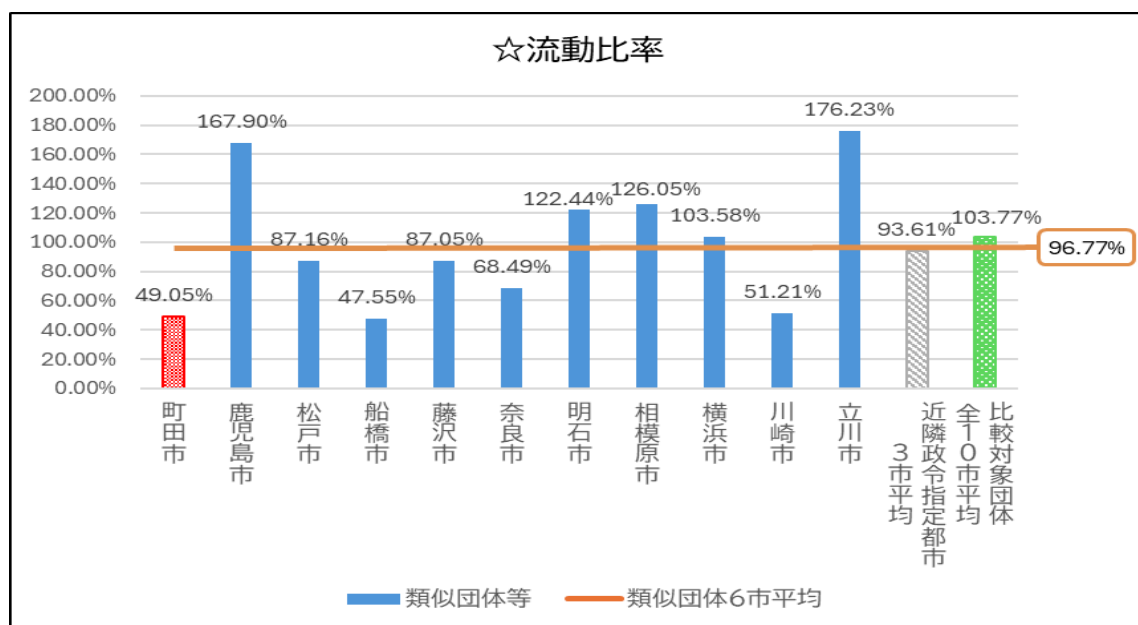


◆本年度は、類似団体6市平均・比較対象団体全10市平均とほぼ同水準となりました。

◇100%を超えており、「概ね良好」な結果と言えますが、動力費・材料費などの維持管理費用は高止まりの状態が続き、職員人件費や受託事業者の労務単価なども上昇傾向にあることから、今後も費用の抑制及び収益増進の検討を行い、同様の水準を保持していくことが必要です。

2. 流動比率

1年以内に支払うべき短期的債務(流動負債)に対する現金または1年以内に現金化できる資産(流動資産)の割合で、短期的債務に対する支払能力を表す指標です。

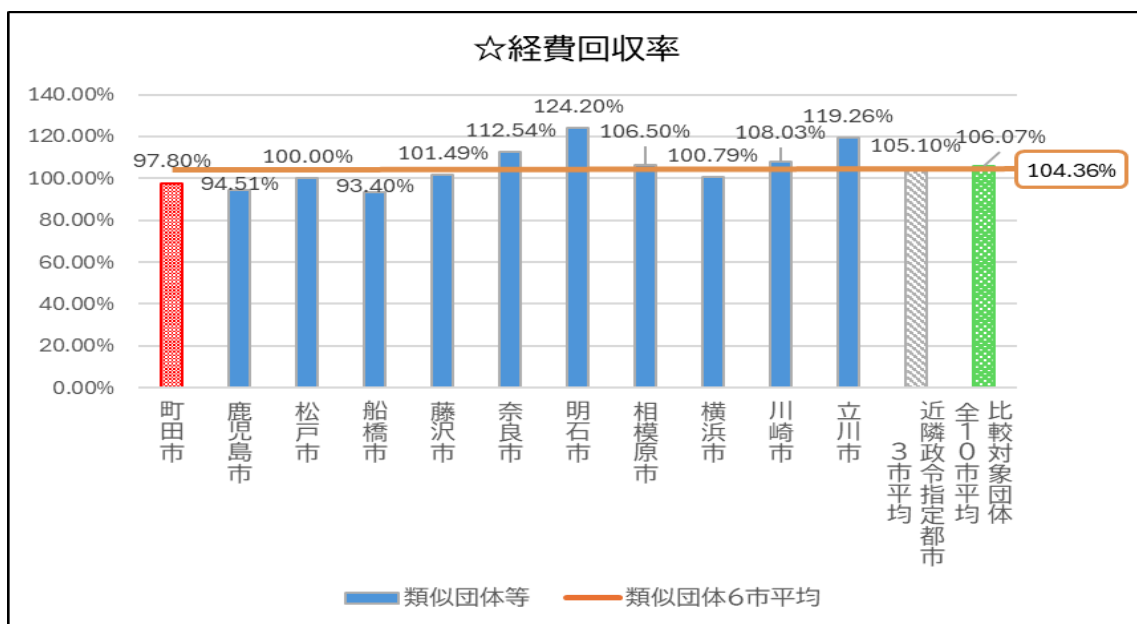


◆本年度も、類似団体6市平均・比較対象団体全10市平均を大きく下回る水準となりました。

◇償還予定が決められている「企業債償還費」などの流動負債は減少させることができません。この指標値の水準を改善できない場合、「資金ショート」に陥る可能性が生じてきます。今後は、「現金預金」などの流動資産を確保してくための収益増進の検討が必要と考えられます。

3. 経費回収率

下水道使用料によって回収すべき「污水处理費」(一般会計が負担すべき“公費負担分”を財源とする経費を除く)について、下水道使用料によってどの程度賄えているかを表す指標です。下水道事業における「経営の効率性」を的確に分析するための“最重要の経営指標”とすることができます。

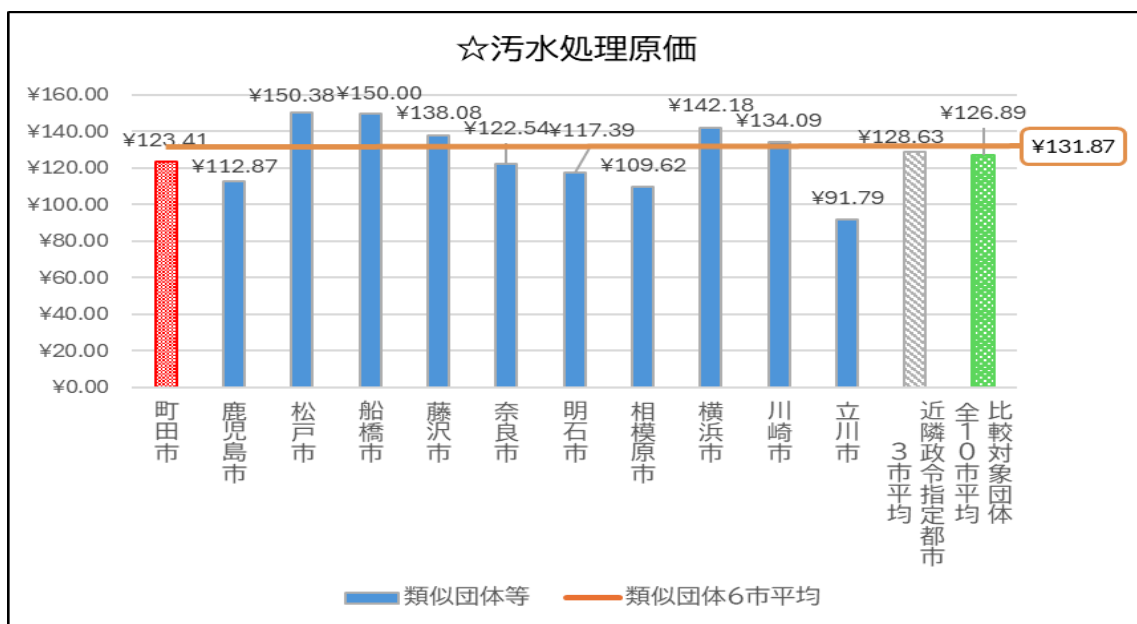


◆本年度も100%未滿となり、類似団体6市平均・比較対象団体全10市平均を下回りました。

◇当市下水道事業会計では100%に達したことが一度もありません。地方公営企業として一般会計繰入金(「基準外繰入金」後述)に頼らない「独立採算の経営」を確立するためには、污水处理費の抑制とともに、収益増進の検討を具現化していく時期に来ていると考えられます。

4. 污水处理原価

年間有収水量1m³あたりの污水处理費(経費回収率算出上の污水处理費と同義)を表す指標です。



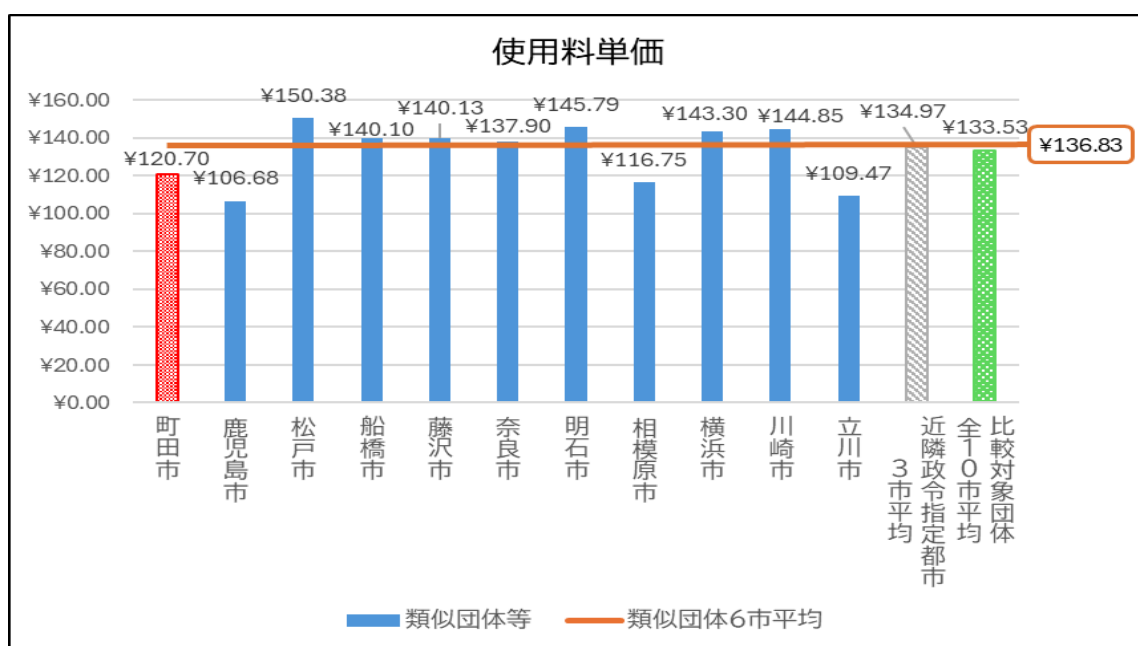
◆前年度に引き続き、類似団体6市平均・比較対象団体全10市平均を下回る水準となりました。

◇ここ数年の厳しい財政状況から污水处理費の抑制に努めているため、「概ね良好」な結果ではありますが、年間有収水量が減少傾向にあり、今後は原価上昇に転じることが懸念されます。

5. 使用料単価

その年度の「年間有収水量1㎡あたりの下水道使用料の金額」(1㎡単価)を表す指標であり、換言すれば、「1㎡あたりの汚水処理」において、そのための財源とすべき下水道使用料をどれだけ回収できているかを示す指標です。下水道事業では、地方公営企業の「経営健全化」に向けた努力目標として、「1㎡あたり150円」の単価を実現することが総務省から推奨されています。そして、経営努力によってこの単価を実現している地方公営企業には、「分流式下水道等に要する経費」などの公益性の高い汚水処理費に対する一般会計繰出金について、毎年度発出される総務副大臣通知「地方公営企業繰出金について」(別称「繰出基準」)に示されている要件を満たす「基準内の繰出し」とすることが認められています。

使用料単価は、下水道使用料の改定を検討している団体においては、他団体との比較分析や新料金の設定検討などに用いられる有用な指標です。



◆120円を僅かに上回る水準に留まり、類似団体6市平均・比較対象団体全10市平均を下回りました。なお、公共下水道事業の全国平均は134.37円(2023年度は現時点未公表につき、2022年度公表値)となっており、当市の単価は全国的に見ても低水準であると言えます。

◇単価算出上の「分母」となる年間有収水量が前年度比で約0.75%減少したものの、「分子」となる下水道使用料についても前年度比で約0.62%減少したことで、前年度単価120.53円からほぼ横ばいの120.70円となっています。当市では、一般会計繰入金を前述の「分流式下水道等に要する経費」の財源として充当していますが、使用料単価の水準が総務省の示す「1㎡あたり150円」を満たしていないことから、「基準内の繰出し」に該当しない「基準外繰入金」の割合が「基準内繰入金」の割合よりも高くなっています。現行経営戦略では、「独立採算の原則」を順守するため、この「基準外繰入金」については、一定の条件に基づき実施している「下水道使用料の減免」分の財源として充当する金額を除き、2030年度までに解消することを目指して掲げていますが、今後予測される人口減少の影響などを勘案すれば、年間有収水量や下水道使用料収入の自然増は見込めないため、「基準外繰入金」の代替となる収益の増進を実現できない場合、維持管理費などの収益的支出に対する財源の確保が困難となり、引いては、目標として掲げた「基準外繰入金」の解消が危ぶまれることが懸念されます。

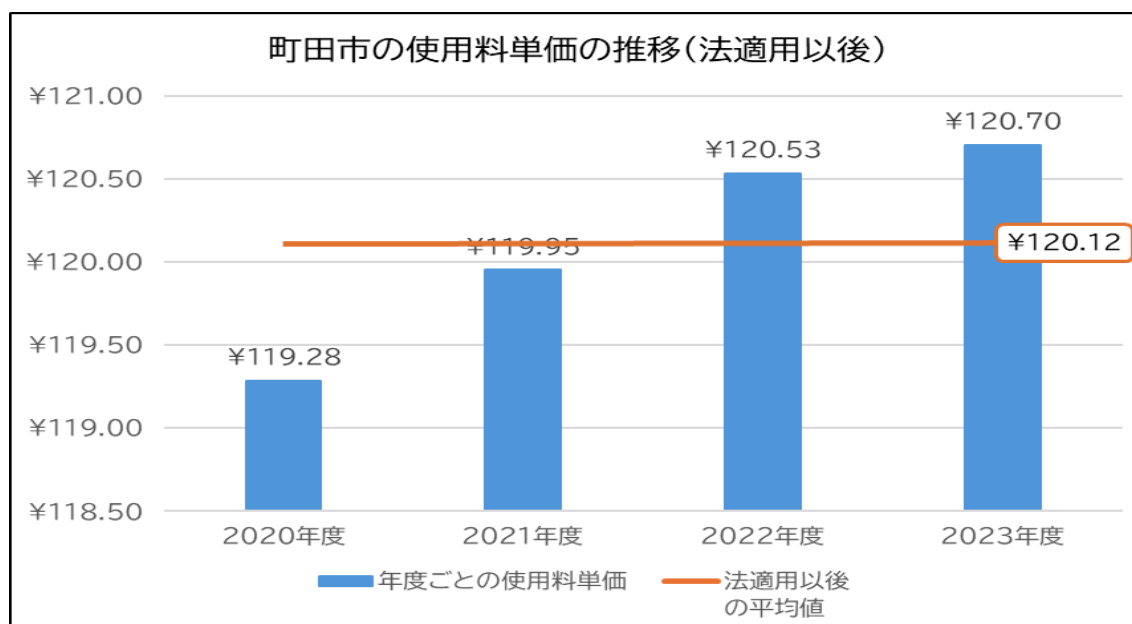
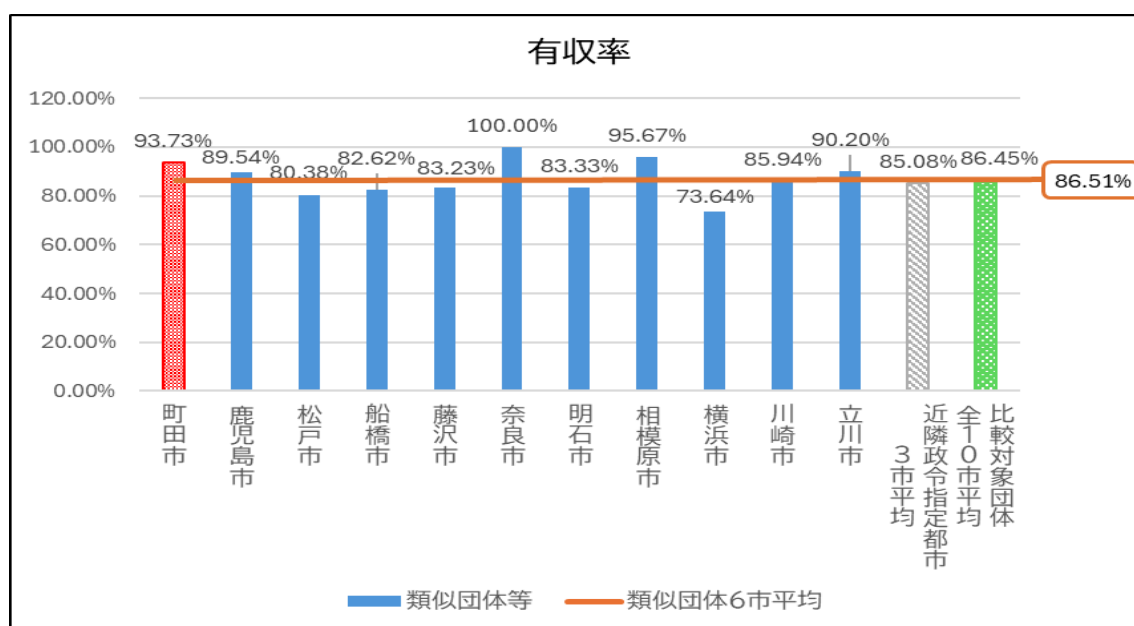


図2 【参考】町田市の使用料単価の推移(法適用以後)

上図2は、地方公営企業法の財務適用を開始して「公営企業会計」に移行した2020年度以後の当市の使用料単価の推移です。コロナ禍が本格化した2020年度には、上水道の使用量が一般家庭における“巣ごもり需要”により増加したことに伴い使用料収入が微増し、コロナ禍が沈静化した2022年度以後は、年間有収水量・使用料収入ともに減少傾向です。使用料単価は、法適用以後毎年度上昇傾向ですが、その上昇幅はごく僅かであり、“低い水準”の状態が続いています。

6. 有収率

処理場施設の年間総処理水量に対する年間有収水量の割合であり、「施設運営の効率性」を表す指標です。100%に近いほど、使用料徴収対象外の「不明水の処理量」が少ないことを示します。



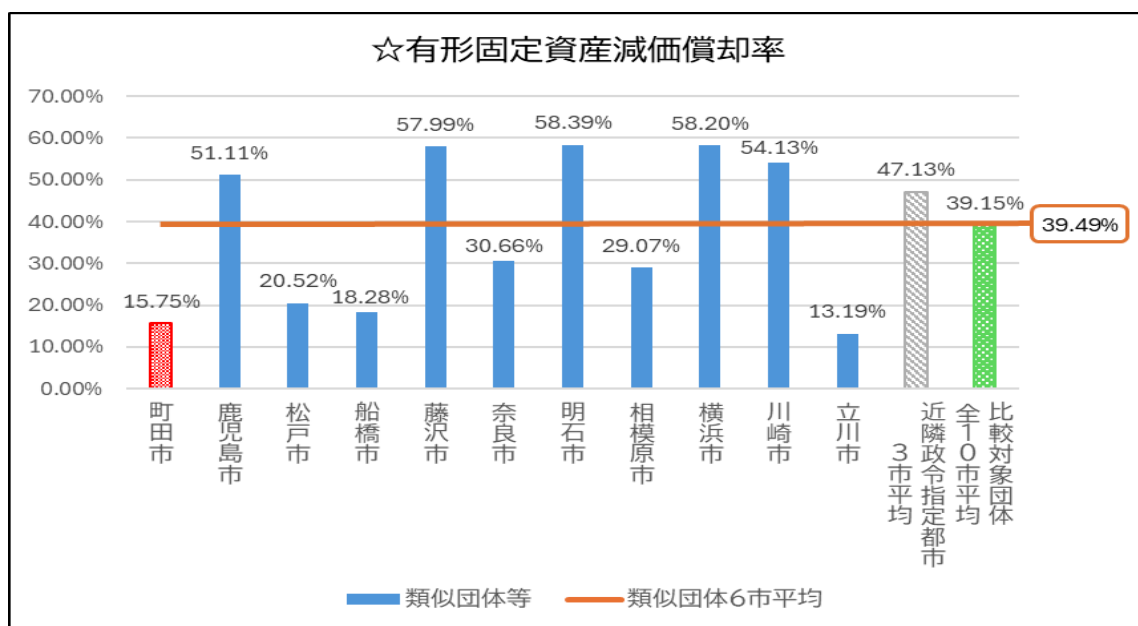
◆本年度も類似団体6市平均・比較対象団体全10市平均を上回る好水準となりました。

◇近年は若干の上昇傾向にあり、当市の公共下水道事業計画において「地下水などの不明水量⇒総処理水量の10%程度」と見込んでいることから、現時点における「施設運営の効率性」

は“概ね良好”であると言えます。しかしながら、近年、世界規模の環境問題としてクローズアップされている地球温暖化、また、これに伴う「気候変動」の影響により、日本国内においても局地的な豪雨災害の発生件数が増加傾向にあることから、下水道事業においては、溢水対策のほか、「雨天時浸入水」への対策が喫緊の課題となってきています。雨天時浸入水が既設の污水管に浸入すると、事業計画上是織り込み済みである不明水(地下水など)以外の不明水量の増加が懸念され、不明水量の増加は「污水处理費」の増大化、引いては「施設運営の効率性」の悪化に直結します。このため、今後もこの指標値の推移に注視していくとともに、当市も策定を予定している「雨水管理総合計画」などにに基づき、計画的で、かつ実効性の高い雨天時浸入水対策の実現を目指す必要があります。

7. 有形固定資産減価償却率

年度末に保有している有形固定資産のうち、「償却資産の減価償却がどの程度進行しているか＝償却資産の老朽化の度合」を表す指標です。また、この数値が高ければ高いほど、資産の取得時から考慮して「法定耐用年数」の満了に近い償却資産の保有割合が高いことを示しています。この指標の活用により、施設・設備などの償却資産の将来的な改築・更新の必要性や概ねの時期を推測(保有資産の実際の損耗状況も考慮に入れて推測することが必要)することが可能です。

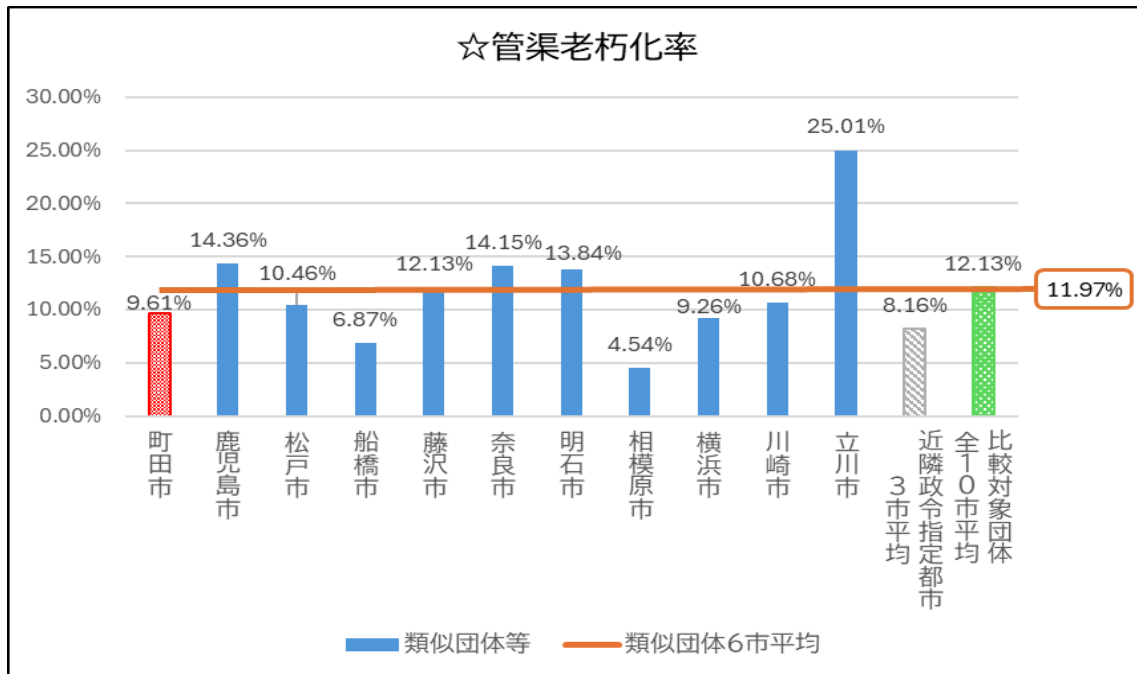


◆法適用年度以後、若干の上昇傾向にありますが、現時点では類似団体6市平均・比較対象団体全10市平均を大きく下回っています。

◇当市は、2020年4月から法適用を開始しました(比較対象団体のうち、立川市も当市と同時に法適用)。法適用前に取得した有形固定資産については、取得後、継続的に減価償却を実施してきたものとして“取得原価の切り下げ”を行った上で、“法適用によって法適用日に取得”したものに見なされるため、減価償却率は、法適用を当市より早期に開始した他の団体と比較して低くなっています(立川市も同様の傾向)。現時点では、「償却資産の老朽化」がそれほど進行しているとは言えませんが、今後も減価償却率の上昇傾向は続いていくことが見込まれ、償却資産は段階的に、いずれは急激に老朽化が進行していくことが予測されます。このため、将来的な「改築・更新需用の増大」に対応することができるよう、財源の確保・収益増進のための検討が必要であると考えられます。

8. 管渠老朽化率

管渠総延長(污水管と雨水管の合計延長)のうち、「法定耐用年数を経過した管渠延長の割合＝保有する管渠の老朽化の度合」を表す指標です。この指標の活用により、保有する管渠の将来的な改築・更新の必要性や概ねの時期を推測(管渠の実際の損耗状況も考慮に入れて推測することが必要)することが可能です。

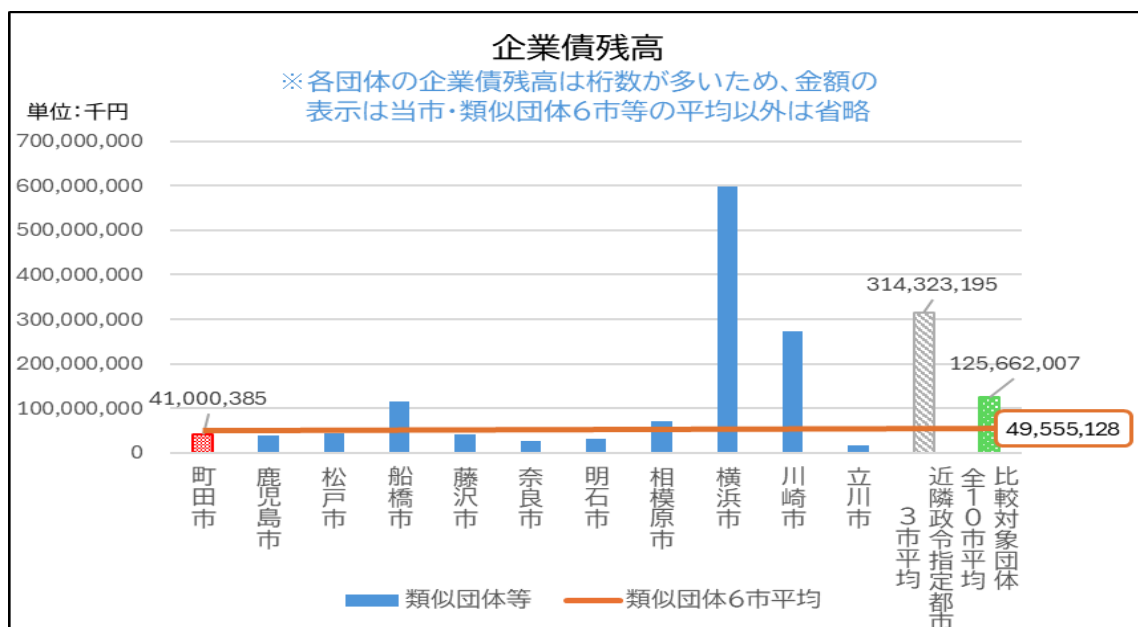


◆法適用年度以後、僅かな上昇傾向にありますが、現時点では類似団体6市平均・比較対象団体全10市平均を若干下回っています。

◇前述したとおり、法適用の際に、「法定耐用年数が経過済みの管渠」についても他の有形固定資産と同様に取得原価の切り下げを行い、法適用時に「中古資産を取得」したものと見なし、残存簿価に対する耐用年数も付け替えした(法適用から2年と設定。減価償却期間の最短年数)ため、その耐用年数が経過した2022年度以後は、僅かな上昇傾向が見受けられます。現時点では、この指標値の結果から見て、「管渠の老朽化」がそれほど進行しているとは言えませんが、今後も法定耐用年数経過済みの管渠の割合の上昇傾向は続いていくことが見込まれ、管渠は段階的に、いずれは急激に老朽化が進行していくことが予測されます。なお、前述の「7. 有形固定資産減価償却率」と異なり、比較対象団体10市も全体的に低い指標値となっており、当市との差もあまり生じていません。このことから、他団体においては、管渠よりも最終処理場施設や附属設備などの他の償却資産の方が、より老朽化が進行しているものと考えられます。なお、比較対象団体中、当市と同時期に法適用を開始した立川市の指標値が最も高く、管渠の老朽化が進行している状況が伺えます。同市の公共下水道事業は、2024年3月から「東京都流域下水道」に参入していますが、この老朽化に係る指標値の推移も“一つの要素”として捉え、将来的な管渠更新需用の増大化も勘案して流域下水道算入を決定した可能性もあり得ます。僅かずつながらこの指標値が上昇傾向にある当市の公共下水道事業においても、今後の推移に注視し、更新需要がピークに達する時期や改築・更新に要する事業費の規模などについて、できるだけ確に予測するとともに、改築・更新需用の増大化に対応することができるよう、財源の確保・収益増進のための検討が必要であると考えられます。

9. 企業債残高

年度末時点(3月31日＝決算日)における「企業債残高の総額＝現在高」を表す指標です。残高が多いほど、各年度の利子償還費も多くなり、収益的支出の増大要因となります。逆に、残高が著しく少ない場合には、「事業計画に基づく適切な建設投資が実施されているか」「事業の進捗上、遅延が生じていないか」などの視点により、その良否を問われることもあります。



◆類似団体6市平均を若干下回るとともに、比較対象団体全10市平均を大きく下回りました。

◇企業債残高は、人口規模・保有する下水道施設の状況・下水道事業計画の内容など、その団体の状況・考え方により大きな差異が生じます。また、総務省は“標準的な企業債残高”の基準を示していないため、経年比較や類似団体等との比較により分析し、“その団体が適正な範囲と考える残高”で推移させることが重要です。当市の残高は類似団体等との比較では“過剰借入”の状態とは言えず、また、経営戦略(改定前)の「投資・財政計画」の予測額を下回っていることから、“標準的な残高”と判断してよいと考えられます。また、当市では法適用以後、企業債の元金償還が順調に進み、「有利子負債」は堅調に減少しています。そして、このことは各年度における利子償還費の減少傾向に直結しています(下図3参照)。

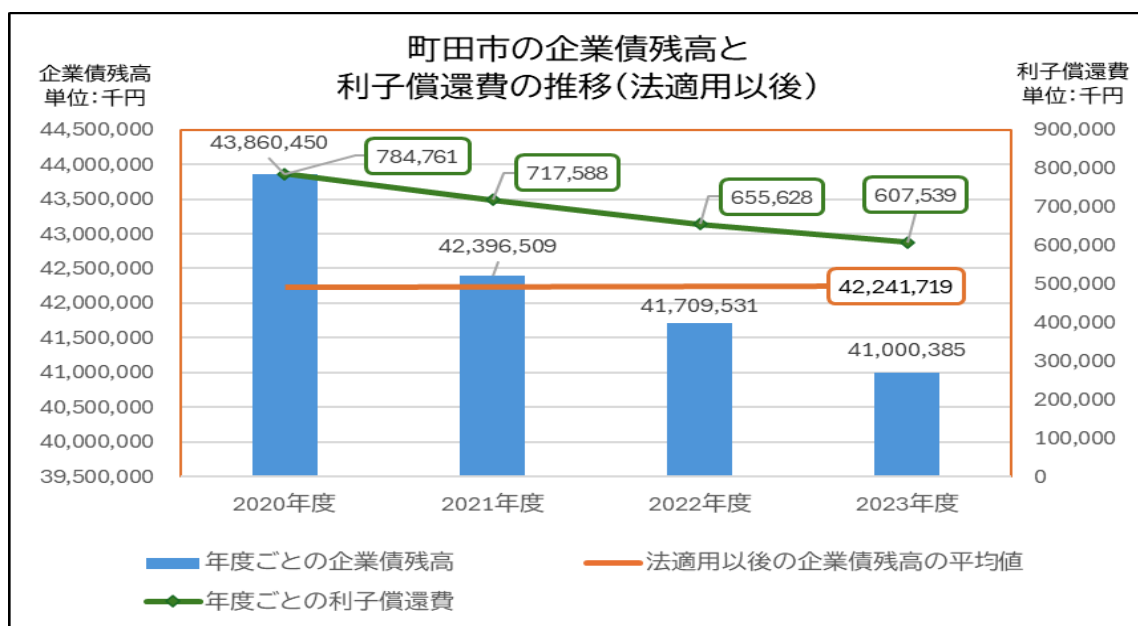


図3 【参考】町田市の企業債残高と利子償還費の推移(法適用以後)

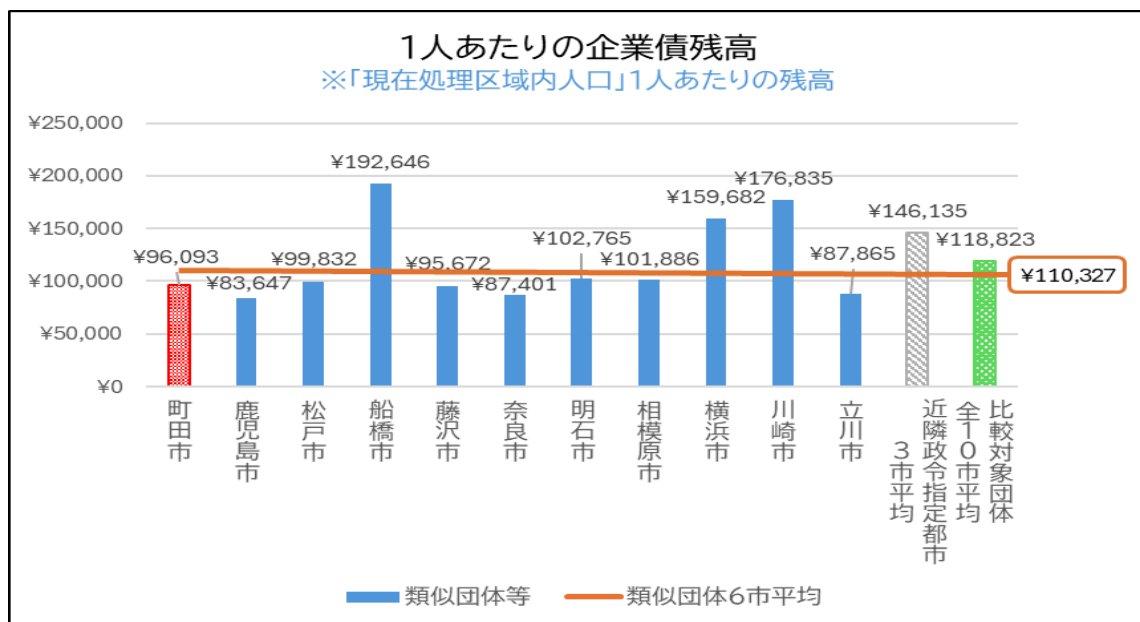
しかしながら、近年では“借入額に対する適用利率”が明確な上昇傾向にあり、また、今後予測される下水道施設の老朽化による改築・更新の本格化に伴い、各年度の借入額や元利償還費の増大化も懸念されるため、残高の推移・傾向に注視が必要です。なお、当市の残高と10市の平均値を比較すると相当な乖離が生じていますが、これは、人口規模が他団体と比べて突出している政令指定2市(横浜市・川崎市)の残高が非常に多く(下表2参照)、10市の平均値を大きく引き上げたことに起因するものです。残高の10市の平均値は、あくまでも“参考値”として捉えればよいと考えます。

表2 【参考】比較対象団体の企業債残高(町田市及び類似団体6市平均以外・2024年3月31日現在)

企業債残高 (単位:千円)	鹿児島市	松戸市	船橋市	藤沢市	奈良市	明石市	相模原市	横浜市	川崎市	立川市
	38,921,155	44,306,929	114,741,130	40,880,811	27,053,192	31,427,552	71,178,845	599,184,313	272,606,428	16,319,718

10. 1人あたりの企業債残高

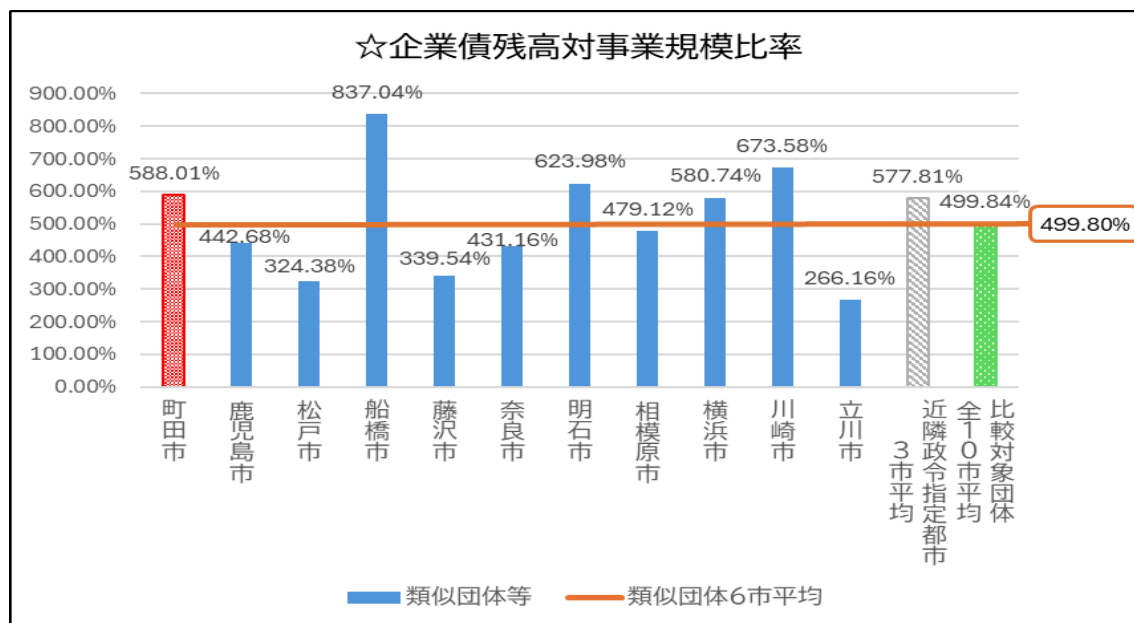
「現在処理区域内人口“1人あたり”の企業債残高」を表す指標です。この指標については、算出要素を「行政区域内人口」に置き換えて算出する場合がありますが、ここでは「下水道事業の指標」として、より精度の高い「現在処理区域内人口」を用いて算出します。なお、この指標については、「その団体の下水処理区域内において、下水道サービスの提供を受けている住民“1人あたり”が負うべきものと見なす負債の額(企業債)」を示す指標と言い換えることもできます。このため、「下水道施設の整備・改良を継続的に実施し、下水道サービスを持続・安定的に提供していくためには、膨大な借入資金(負債額)が必要となる」ということをイメージするのに適した指標です。



- ◆類似団体6市平均・比較対象団体全10市平均を下回りました。なお、全国平均は174,743円(2022年度公表値から算出)となっており、当市の指標値はこれを大きく下回っています。
- ◇上述したように、「下水道サービスを持続・安定的に提供していくためには、膨大な借入資金が必要となる」ことをイメージし易い指標ですが、報道でよく耳にする「国債発行による国民1人あたりの借金」の情報などと同様、それほど結果にこだわる必要はないと考えます。但し、他団体と比較して指標値が高過ぎる場合には、“過剰借入”の懸念が生じます。その点、当市の指標値は類似団体等と比較しても低いことから、“過剰借入”の状態ではないと考えます。

11. 企業債残高対事業規模比率

料金収入を主とする「営業収益」(受託工事収益・他会計からの雨水処理負担金を除く)に対する企業債残高(一般会計からの繰入金を償還財源として充当する部分を除く)の割合であり、「負債額」としての企業債残高の規模を表す指標です。この指標値により、「年度末時点における企業債残高を完済するためには、“X年度分の営業収益”(料金収入など)があれば足りる」という“概ねの目安”を立てることが可能です。なお、総務省から目指すべき比率などの基準は示されていません。



◆本年度も、類似団体6市平均・比較対象団体全10市平均をやや上回りました。また、全国平均は652.82%(2022年度公表値)となっており、当市の指標値はこれをやや下回っています。なお、当市の指標値では、「2023年度末時点における企業債残高を完済するためには、“約6年度分の営業収益”(料金収入など)があれば足りる」という結果となっています。

◇「・・・対事業規模比率」という名称の指標ではありますが、この指標値については、算出要素となる営業収益からは受託工事収益(当市は該当収益なし)と他会計からの雨水処理負担金を除き、企業債残高からは一般会計繰入金を償還財源として充当する部分の金額を除いて算出するため、「事業経営における一般会計繰入金(雨水処理負担金につき“基準内繰入額”)への依存度」を計る指標であるとも言えます。“対事業規模”という視点では、人口規模や下水道施設などの固定資産の保有状況が勘案されておらず、やや“一面的”な指標であるとも言えますが、総務省は「その団体の企業債残高がその事業規模に対して適正な水準であるかどうかを表す指標」として提示しています。当市の指標値は、類似団体等の平均値との比較では上回っているものの極端な乖離ではなく、また、全国平均を下回っているため“過剰借入”の状態とも言えず、現時点においては、年度末時点の企業債残高は適正な水準の範囲にあると考えられます。他方、前述の「9. 企業債残高」及び「10. 1人あたりの企業債残高」における当市の指標値は、類似団体等の平均値との比較では逆に下回っていることから、“営業収益の内訳”として考えた場合、雨水処理負担金は“基準内繰入額”ではあるものの、「当市では一般会計繰入金への依存度が、比較対象団体よりも高い状態である」ということが判ります。但し、雨水処理負担金は、「雨水公費」の原則に基づき、“一般会計が負担すべき雨水処理費用”への充当財源として下水道事業会計が受けている収益であるため、営業収益に限れば、一般会計繰入金への依存度の高さについて改善していく必要はないと考えられます。